

別表第1

補助対象事業	補助対象の事業に直接要する経費	補助限度額
(1) 防災マップ作成事業	①会場の借り上げ料 ②講師への謝礼 ③資料の作成費 ④資機材の借用及び購入費 ⑤地図の著作権に係る経費 ⑥その他、市長が認める経費	20万円
(2) 防災訓練等の事業	①会場の借り上げ料 ②講師への謝礼 ③資料の作成費 ④資機材の借用及び購入費 ⑤その他、市長が認める経費	20万円
(3) 防災資機材の整備等の事業	①防災資機材の購入に係る経費	30万円
(4) 市長が必要と認める事業		20万円

別表第2 防災資機材の範囲

区分	物品
(1) 情報連絡用	メガホン、ハンドマイク、ラジオ、トランシーバーその他情報連絡の用途に供する資機材
(2) 初期消火用	消火器、消火バケツ、背負式消火水その他初期消火の用途に供する資機材
(3) 救出救助用	ヘルメット、活動用ベスト、はしご、救命ロープ、救命用担架、救急医療セットその他救出救助の用途に供する資機材
(4) 給食給水用	釜、鍋、給水タンク、調理器具、飯ごう、非常食その他給食給水の用途に供する資機材
(5) 避難用	投光器、発電機、車いす、ブルーシート、コードリール、毛布、簡易トイレ、テントその他避難の用途に供する資機材
(6) その他	資機材用倉庫、燃料タンク、土のう 以上の物に準じ市長が適当と認めるもの。

備考：次に掲げる物品の購入費等は補助対象経費としない。

- ・建築物、消耗品、燃料、食材、中古品、車両、施設・設備(備品)の修理・修繕
- 防災資機材を購入した際は、写真を添付すること。